

## 兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領

- 1 この要領は、兵庫県教育振興基本計画検討委員会設置要綱第 10 条に基づき、兵庫県教育振興基本計画検討委員会が行う会議（以下「会議」という。）の公開等に関して必要な事項を定める。
- 2 会議は、原則として公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。
  - (1) 情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号）第 6 条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
  - (2) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合
- 3 会議の公開は、会議の会場に一定の傍聴席を設け、希望する者に傍聴を認めることにより行う。傍聴に関する遵守事項等は別に定める。
- 4 会議録及び会議資料は、原則として公表する。ただし、上記 2 で公開しない会議については、公表しないことができる。  
公表の方法は、会議録及び会議資料を兵庫県教育委員会のホームページに掲載することなどにより行う。
- 5 会議の日時、場所及び傍聴の定員等については、あらかじめ報道機関への情報提供等により、県民への周知を図る。

## 「兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領」の運用について

### 1 傍聴する場合の手続き

- (1) 兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴を希望する者は、検討委員会開催予定時刻の30分前までに、傍聴申出書（様式1）に所要事項を記入の上申し出なければならない。
- (2) 傍聴を希望する者が、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合は、抽選により決定する。なお、会議の開催予定時刻の30分前の時点で定員を超えない場合は、会議の開催予定時刻まで先着順で傍聴を認める。
- (3) 傍聴者は、受付で会議資料を受け取った後、事務局職員の指示に従い、会議の開催予定時刻までに会場に入場するものとする。

### 2 傍聴証の着用

会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式2）の交付を受け、これを携帯しなければならない。

### 3 傍聴者の守るべき事項

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

### 4 撮影、録音等の許可

- (1) 傍聴者は、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等をしてはならない。ただし、検討委員会の許可を得た場合はこの限りでない。
- (2) 上記(1)ただし書の規定により検討委員会の許可を得ようとする者は、写真撮影等許可願（様式3）を検討委員会に提出しなければならない。

### 5 報道関係者の取扱い

- (1) 報道関係者は、上記1の規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。また、4の規定にかかわらず、会場において写真、テレビ、映画の撮影又は録音等を行うことができる。
- (2) 上記2から3までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴又は撮影、録音等を行う場合に準用する。この場合において、「傍聴者」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

### 6 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、すべて委員長及び事務局職員の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者が上記2から4の規定に違反したときは、委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場させることができる。

### 7 会議の非公開の決定

「兵庫県教育振興基本計画検討委員会の会議の公開等に関する要領」2の規定に基づき、会議を非公開とすることが適当と考えられる場合は、予め会議に諮り、決定するものとする。

(様式1)

## 傍 聴 申 出 書

平成 年 月 日開催  
兵庫県教育振興基本計画検討委員会

番 号	住 所	氏 名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		

(様式2)

No.
<b>傍 聴 証</b>
<b>兵庫県教育振興基本計画検討委員会</b>
平成      年      月      日

＜ 傍聴にあたっての留意事項 ＞

傍聴者は、次の事項を遵守いただくとともに、委員長及び事務局の指示に従い、会議の円滑な運営にご協力ください。

(次の事項を遵守できない場合は、退室いただく場合があります。)

- (1) 会議における発言に対し、拍手その他の方法により、公然と可否等を表明しないこと。
- (2) 私語、喚声その他の行為により騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食、喫煙をしないこと。
- (5) 携帯電話等の無線機を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の秩序を乱すおそれのある行為をしないこと。

兵庫県教育振興基本計画検討委員会事務局

(様式3)

写 真 撮 影 等 許 可 願	
撮影等年月日	平成          年          月          日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	
フラッシュ使用 の 有 無	有          ・          無
備 考	
<p>上記のとおり許可願います。</p> <p>平成          年          月          日</p> <p>兵庫県教育振興基本計画検討委員会</p> <p>委員長                                  様</p> <p style="text-align: right;">申込者</p> <p style="text-align: right;">_____</p>	